

規 則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年4月22日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

○長野県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中

16 夏季における職員の保養及び家庭生活の充実	7月1日から9月30日までの間において3日を超えない範囲内で必要と認める期間	を
16 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護を行う場合	一の年において5日を超えない範囲内で必要と認める期間	
17 夏季における職員の保養及び家庭生活の充実	7月1日から9月30日までの間において3日を超えない範囲内で必要と認める期間	に、

「17」を「18」に、「18」を「19」に、「19」を「20」に改める。

第11条第1項中「第8条第1項の表の第19号」を「第8条第1項の表の第20号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局